

＜ミラサポ専門家派遣事業 運用ガイドブック＞ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 専門家派遣事業の運用について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、**緊急事態宣言発出期間に限り緊急措置として、電子的な方法（※1）により、専門家が中小企業者等を支援することも可となります。**

<対象>

緊急事態宣言（※2）が日本国内のいずれかの地域に発出されている期間内、かつ中小企業者等が希望する場合。

※1 Web会議、チャット、電話のいずれかを用いた支援。

※2 緊急事態宣言とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条の規定により政府対策本部長（内閣総理大臣）が発出するものをいう。

<注意事項>

- (1) 電子的な方法による支援の謝金対象時間は上限2時間となります。
旅費（日当、宿泊費、交通費）は対象外
- (2) 通信料金、アプリ料金、機器費用等は自己負担となります。
- (3) 支援内容は、通話内容等の録音又は通話内容等のデータの保存により、全記録を専門家と中小企業者等の双方による保管（支援が実施された日の属する年度の翌年度から起算して5年間）が必要です。
- (4) 支援後に、保存データにより支援内容の確認をさせていただく場合があります。その際、（3）の録音又はデータが存在しなかった場合には、原則として謝金の返還請求を行うこととなります。

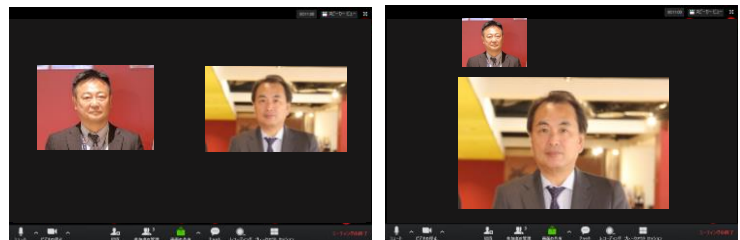
支援実施時写真について

電子的な方法による支援実施の場合には、パソコン等の画面のキャプチャーを「支援実施時写真」としてミラサポサイトに登録してください。

（パソコンやスマートフォンの画面を、別のカメラ等で撮影した画像でも可）

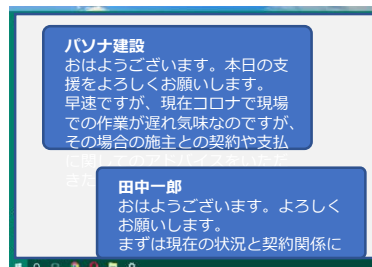
①Web会議による支援の場合

Web会議による支援実施画面のキャプチャー。
参加者（中小企業者等と専門家）の顔が分かるように。



②チャットによる支援実施の場合

チャットによる支援実施画面のキャプチャー。



③電話による支援実施の場合

スマートフォン等の通信履歴を確認できる機器で通話し、通話履歴画面（通話開始時刻と通話終了時刻（通話時間）が確認できる画面）のキャプチャー。

